

平成26年度 緑区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>【倒壊寸前の放置家屋の扱いについて】                      太田窪1丁目にある家屋(70坪程度)についての相談である。                      古家の所有者夫婦は10年以上も前に亡くなり、未相続状態で残され、今にも倒壊寸前である。屋根も抜けて雨が家の中に降り込み、瓦も殆ど落下し、隣家から見ると今にも倒れてくる危険を感じている。家屋だけでなく植木も伸び放題で、防犯上も放火などの恐れもある。                      区も現況を見てそれなりの対応(相続人の確認、未相続)はしているが、民事には不介入から自治会員が望むような解決は程遠い。                      調べてみると、所沢市で2010年に『所沢市空き家等の適正管理に関する条例』を制定し、最終的には撤去も行えるという対処に道を付けた例がある。また、足立区では『足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例』によって、区の勧告で解体を行う場合には、解体費用の一部を助成、解体の実績を挙げている。                      緑区もさいたま市を巻き込んで、放置家屋に対して倒壊等の被害が出る前に、代執行あるいは勧告による解体等の実効ある対策を立てることが可能になるように検討をお願いしたい。</p>	<p>本市では、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家の適正な管理は所有者又は管理者の責務であることを明示しています。                      本市は、同条例に基づき、適正に管理されていない空き家の所有者等に対して、指導、勧告、命令等を行うことにより、空き家の状態の改善措置を求めることができますので、条例の運用により適切に対応してまいります。                      なお、空き家は、憲法で保障される財産権に関するものであることから、同条例には、行政代執行のような強制執行の規定はありません。空き家は、その所有者の財産であり、適正に管理されていない状態であっても、本市が直接改善措置を講ずることはできません。                      現在、空き家対策については、新法案が国会に提出される見通しとの情報があり、今後、国の法整備の状況を注視しながら、本市の空き家対策についても検討してまいります。                      ※所沢市の条例についても、本市の条例同様、行政代執行に関する規定はありません。【環境局環境共生部環境総務課】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
2	<p><b>【原山小学校の施設改修について】</b>                      原山自治会地域の原山小学校は、来年で創立60周年を迎える。校舎も老朽化が激しく大規模な改修をしなければ、子供たちが安心して、安全な教育環境の中で過ごすことが出来ない状況がみられる。具体的な事例については、学校当局から教育委員会に改善要望が出されていると思うが、地域としても今後改善がどのように進められるのか、児童の安全面は大丈夫なのか懸念するところである。</p> <p>代表的な例をいくつかあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第二校舎のトイレ改修について                          一昨年度に一部はきれいなトイレに改修されたが、第二校舎のトイレが改修されていない。早急な対応を望む。</li> <li>●校舎外壁の腐食による落下等の危険対策。                          このために、校庭の一部を児童立ち入り禁止として安全面を確保しているのが実情である。なかでも、校舎昇降口のひさしの腐食が激しく、毎日出入りする児童の安全面に不安が残る。</li> <li>●第二校舎壁面の階段は腐食が進み、使用禁止の状態である。</li> <li>●学校玄関口の床や下駄箱の問題。</li> <li>●このほか、汚水管の漏水、ランドセル置き場の改善など全体的に改修が必要と思われる箇所が多く見受けられる。</li> </ul> <p>そこで、教育委員会としてどのような認識でいるのか</p> <p>(1)原山小学校の校舎施設の現状と今後の改修計画について伺う。</p> <p>(2)このような状況を見るに、改善には多額の改修予算が必要と思われることから、さいたま市並びに教育委員会におかれては、原山小学校の老朽化対策について、年次計画を策定し、計画的に取り組むべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>特に、来年度は原山小学校創立60周年を迎える記念すべき年である。記念事業の一つともなりうるような、学校施設の良好な環境づくりにご配慮願いたい。</p>	<p>教育委員会では、原山小学校に限らず、さいたま市立小・中・高等学校・特別支援学校の校舎及び体育館のうち、約80%が建築後30年以上経過しており、老朽化が進行している状況であることを認識しております。</p> <p>このため、校舎、体育館等、すべての学校施設の改修及び改築を効率的かつ計画的に行っていくために、中長期的な実施計画である「学校施設リフレッシュ計画」を現在作成しており、原山小学校につきましても「学校施設リフレッシュ計画」の中で計画的に改修等を行ってまいります。</p> <p>なお、ご指摘のございました「第二校舎壁面階段の腐食」につきましては、平成26年6月1日現在、部分的な補修による対応を進めております。</p> <p>また、その他のご指摘をいただいている箇所につきましても学校側と協議し、必要な措置を検討してまいります。【教育委員会事務局管理部学校施設課】</p>